

大船渡市復興計画に係る土地利用方針について

土地利用基本方針の考え方

1 基本的な考え方

大船渡市は、眼前に広がる世界有数の漁場・三陸漁場をはじめ、豊かな自然の恩恵を生かしながら、重要港湾である大船渡港を中心とした活力と個性あふれるまちづくりを推進してきた。

また、急峻な山々に囲まれた典型的なリアス式海岸の地勢の中で、大船渡湾や吉浜湾、越喜来湾、綾里湾等の入り組んだ市街地や集落が形成されるとともに、当市の経済を支える基幹産業である鉱工業や水産業・漁業等が沿岸部で営まれている。

当市では、こうした地域特性と今回の災害による教訓を踏まえるとともに、気仙地区、ひいては三陸沿岸地域における拠点性の確立を図りながら、市民等の命を守ることを最優先に、「避難する」ことを軸にした、避難施設や防災施設等を組み合わせた多重防災型の津波防災対策を実施する。

具体的には、津波被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設の整備等ハード対策によって被害をできるだけ軽減するとともに、土地利用の見直しや防災教育の徹底、ハザードマップの整備等「避難する」を中心とするソフト対策も併せて実施する。

2 海岸保全施設等による対策の考え方

(1) 既往最大の津波に備えて、海岸保全施設の整備対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸への環境や利用に及ぼす影響等の観点から現実的ではないため、数十年から百数十年に一度の比較的発生頻度の高い津波に対して海岸保全施設の整備を進める。

(2) 既往最大の津波に対しては、浸水した場合でも生命を確実に守り、地域全体が壊滅的な被害を受けないように避難対策を実施するとともに、地域特性に応じて住宅の高台移転等による安全な住宅地の形成、道路等による防災機能の付加等により、安心して暮らせる市街地（集落）を形成するものとする。

3 避難対策（安心して暮らせる市街地（集落）の形成）

(1) どのように津波が襲ってくるかは、正確に想定できないことから、津波に対しては「避難する」ことを基本とする。

当市は、市街地や集落の近傍に山林等の避難できる高台が多いことを踏まえ、各地域の特性を生かしながら、歩行者と車それぞれが安全に避難できる幅員の避難路を確保する。

(2) 平地が広がり、避難に時間を要する盛地区・大船渡地区の市街地の一部等では、避難ビルの設置等を検討する。

4 住宅の高台移転等（安全な住宅地の形成）

津波浸水想定区域内等の住宅等については、防災集団移転促進事業等による「高台移転」や「宅地のかさ上げ」により、地域特性に応じた安全な住宅地への立地を前提とする。

また、公共施設については、津波被害を受けない地域への配置を基本とするが、特に病院や福祉施設等避難困難者が滞在する施設については、既往最大の津波に対しても浸水しないエリアへの立地を基本とする。

5 道路等による防災機能の付加

津波からの避難を容易にするため、海岸保全施設の整備に加えて、道路等の交通インフラ等を活用したかさ上げによる防災機能の付加、それらインフラ施設の背後地の地盤のかさ上げ等とともに、浸水リスクを考慮した土地利用、建築制限等を地域の状況に応じて組み合わせ、適切に実施する。

(1) 道路等のかさ上げとまちづくりの考え方

市街地（集落）が広がる地域で、比較的低い盛土高で効果が得られる地域においては、道路等のかさ上げにより背後地の市街地（集落）を復興する。

急峻な山林が迫る小規模な市街地（集落）や、道路沿いに集落が連たんする沿岸部の地域において、盛土高が高くなり、周辺土地利用へ大きな影響を与える場合には、住宅の高台移転などにより市街地（集落）を復興する。

なお、かさ上げする道路等から海側の浸水想定区域については、避難ビルの設置等により、避難機能を強化する。

また、必要に応じて、道路等の背後地の地盤のかさ上げを考慮する。

(2) 道路等のかさ上げの規模等

道路のかさ上げは、周辺の土地利用への影響を考慮するとともに、災害発生時における避難に支障にならないようとする等、地域の状況に適した高さとする。

6 土地利用（住宅立地）の制限

(1) 既往最大の津波で浸水が想定されるエリアでは、安全な住宅地への立地を前提に、津波シミュレーションによる浸水地域などを参考にして、非住居の産業系の土地利用や農地・緑地等の自然系の土地利用を誘導するとともに、都市計画法や建築基準法により住宅の立地を制限する。

- ① 都市計画法に基づく土地利用の規制（用途地域、特別用途地域、地区計画等）
- ② 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定
- ③ 新たな法律に基づく措置

(2) 津波の浸水深さが浅くなるにつれて、建物の全壊になる割合が低下する傾向にあることから、津波シミュレーションの結果や地域特性等を勘案しながら、浸水深さや建物の構造に応じて住宅の立地を制限する。

■ 浸水深さによる住宅立地の制限

●原則として

浸水深さ	木 造	鉄筋コンクリート造 鉄 骨 造
2m未満	指導・誘導により 立地を制限	立地を許容 ※1
2m以上	立地を規制	立地を規制

※1 居室は、2階以上の上層階とする。

7 沿岸部における地盤沈下への対応

地盤沈下により冠水している地域については、道路や河川護岸等のかさ上げにより被害を最小限にするとともに、新たな国支援制度の積極的な活用等による計画的な市街地整備、宅地等のかさ上げを検討する。